

## 平成 28 年熊本地震に伴う被災生徒の県立高等学校入学料等の免除について

学校教育課

平成 28 年 4 月 14 日の熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている状況です。

また、4 月 18 日付けの文部科学省からの通知において、被災した生徒の就学機会を確保する観点から、入学料等の納付が困難な者に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除等について配慮が求められています。

については、栃木県立学校の授業料等に関する条例第 4 条の規定に基づき、入学考査料及び入学料について、下記のとおり免除することとしました。

### 記

#### 1 免除する入学料等

平成 28 年度転入学に係る入学考査料及び入学料

#### 2 免除額（入学考査料及び入学料の全額）

	全日制	定時制	通信制
入学考査料	2, 200 円	950 円	—
入 学 料	5, 650 円	2, 100 円	500 円

#### 3 免除対象者

「平成 28 年熊本県熊本地方の地震」により熊本県内で被災し、本県の県立高等学校に転入学しようとする生徒

#### 4 免除の根拠

栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和 23 年 3 月 23 日 条例第 10 号）

第 4 条 教育委員会は、特別の必要があると認めるときは、授業料その他この条例の規定により徴収すべき納付金の全部又は一部を免除することができる。

#### 5 免除の事由

- (1) 4 月 18 日付けの文部科学省からの通知において、被災した生徒に対し、各地方公共団体における入学料等の免除に関して配慮が求められていること。
- (2) 「平成 7 年度兵庫県南部地震」及び「平成 23 年度東日本大震災」による災害時に、被災生徒に係る転入学料の全額免除の措置を行っていること。

#### 6 申請手続き等

入学料等の免除を受けようとする者は、原則として災害救助法が適用された市町村の発行する罹災証明書等を添付し、入学料等免除申請書を校長に提出する。入学料等免除の認定に当たっては、所得の制限を設けない。